

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○土地改良区の役員の住所変更の届出……………	(農業施設管理課)	30
○土地改良法による道営換地処分……………	(農業施設管理課)	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	30
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課)	30

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………		31
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		32
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………		32

道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………		35
---------------------------	--	----

告 示

北海道告示第746号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、芦別市土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成30年11月20日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別氏名住所	変更前	変更後
理事 中住 昭	芦別市上芦別町38番地	芦別市北4条東1丁目6番地の2

北海道告示第747号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、奈井江町京極南地区の換地処分をした。

平成30年11月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第748号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年11月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南幌町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第749号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 虻田郡洞爺湖町(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第62号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年11月20日

北海道胆振総合振興局長 山口 修 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

- ア 入札番号1 パーソナルコンピュータの購入 1台 一式
- イ 入札番号2 パーソナルコンピュータの購入 8台 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成31年3月26日（火）

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年11月20日（火）から同年12月11日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 平成30年12月18日（火）午後2時（送付による場合は、同月17日（月）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年6月12日付け北海道胆振総合振興局告示第41号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatakoukoku.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階
- (3) 電話番号 0143-24-9566

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal Computer 1
- b Personal Computer 8

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., December 18, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 17, 2018)

C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kaigan-cho 1-Chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9566

北海道渡島総合振興局告示第166号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年11月20日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 落札に係る物品等の名称（1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) 粒状凍結防止剤（混合塩化物）
- (2) 調達予定数量
 - ア 事業課A区域及び松前出張所分 635,000キログラム
 - イ 事業課B区域及び江差出張所分 651,000キログラム
 - ウ 事業課C区域、八雲出張所及び今金出張所分 544,000キログラム

2 落札者を決定した日

平成30年10月23日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(2)のア
 - ア 氏名 有限会社トーハン

イ 住所 函館市鍛冶1丁目6番17号

(2) 1の(2)のイ

ア 氏名 有限会社函館サンエー機材

イ 住所 北斗市本郷2丁目18番19号

(3) 1の(2)のウ

ア 氏名 株式会社北興機材

イ 住所 函館市鍛冶2丁目18番12号

4 落札金額

- (1) 37円
- (2) 37円
- (3) 37円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年9月7日付け北海道渡島総合振興局告示第139号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政課
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道釧路総合振興局告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年11月20日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピューター 1台 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月22日（金）
- (4) 納入場所 北海道釧路総合振興局総務課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明したものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年11月20日（火）から同年12月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局2階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年12月19日（水）午前10時30分（送付による場合は、同月18日（火）午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピューター 17台

イ 予定時期 平成30年11月中旬（入札期日の前日から起算して24日前まで

に公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年4月6日付け北海道釧路総合振興局告示第3号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 送付による入札の可否
認める。

10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道釧路総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

(3) 電話番号 0154-43-9133

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : lap top Computer 1 set

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 19, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., December 18, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan

Phone : 0154-43-9133

北海道釧路総合振興局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年11月20日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康 志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

パーソナルコンピュータの賃貸借（北海道釧路総合振興局総務課・建設指導課）
16台 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成31年3月18日から平成36年3月15日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する費用の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年11月20日（火）から同年12月12日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局2階会議室（送付による場合は、郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 北海道釧路総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年12月19日（水）午前10時30分（送付による場合は、同月18日（火）午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 パーソナルコンピュータの購入 1台

イ 予定時期 平成30年11月中旬（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年4月6日付け北海道釧路総合振興局告示第3号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道釧路総合振興局のホームページ（<http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujuyouhou.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 送付による入札の可否
認める。

10 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により、定めた予定価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（借入台数分に係る1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道釧路総合振興局総務課
(2) 所在地 郵便番号 085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
(3) 電話番号 0154-43-9133

13 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of lap top Computer 16 sets
B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., December 19, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., December 18, 2018)
C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Urami 2-chome 2-54, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道公安委員会規則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月20日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

北海道公安委員会規則第6号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正す

る。

第28条の表中

37号	室蘭市陣屋町3丁目29番17から同市祝津町4丁目7番8まで
-----	-------------------------------

を

37号	室蘭市陣屋町3丁目29番17から同市祝津町4丁目7番8まで
38号	富良野市4629番9から同市11644番53まで

に改める。

別表4中

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から釧路市阿寒町下舌辛12線48番1まで
----------------------------	----------------------------

を

高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	千歳市上長都から釧路市阿寒町下舌辛12線48番1まで
高速自動車国道 北海道横断自動車道黒松内釧路線	余市郡余市町登町320番6から小樽市新光町403番6まで

に、

道道 音更池田線	河東郡音更町字東音更西3線4番2地先から中川郡池田町字信取110番1地先（国道242号交点）まで
----------	--

を

道道 音更池田線	河東郡音更町字東音更西3線4番2地先から中川郡池田町字信取110番1地先（国道242号交点）まで
道道 登余市停車場線	余市郡余市町黒川町8丁目47番3地先（国道5号交点）から余市郡余市町登町320番5地先まで
道道 小樽環状線	小樽市塩谷1丁目602番2地先（国道5号交点）から小樽市塩谷3丁目76番18地先まで

道道 小樽西インター線

小樽市塩谷4丁目77番12地先から小樽市塩谷3丁目
76番18地先（道道小樽環状線交点）まで

に改める。

附 則

この規則中第28条の表の改正規定は平成30年11月24日から、別表4の改正規定は同年12月8日から施行する。
